

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年7月28日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人自治創出プラットフォーム京都もやいなおしの会

(2) 代表者の氏名

山崎 仁士

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区常盤西町8番地42

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域や自治体における発展及び様々な課題に対してそれらの解決に向けた支援や研究に関する事業を行い、地域力の再生と自治の創出に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年7月8日

(文化市民局地域自治推進室)